



2026 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社セレーポレーション
代表者名 代表取締役 社長執行役員 山口 貴哉
(コード：5078 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 管理カンパニー長 小野 祐介
(TEL. 03-3562-7264)

株式給付信託（J-ESOP）の拡充に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、社員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）について、制度対象者を現行の当社の管理職から当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の全社員（当社子会社の取締役を含み、以下「社員等」といいます。）に拡充することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 拡充の背景

当社グループは、2024 年 4 月に策定いたしました長期ビジョン「ビジョン 2030」のもと、今後の更なる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を達成するため、全社一丸となって取り組んでおります。

社員一人ひとりが、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をさらに高めるよう、株価上昇メリット及び株価下落リスクを株主の皆様と共有すべく、2025 年に本制度を導入しております。

今般、本制度の対象者について、現行の当社管理職（部長、課長）から、当社グループの社員等に拡充することといたしました。これにより、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員を対象とする「株式給付信託（BBT）」と併せ、当社グループの取締役（社外取締役を除きます。）及び社員の全員が株式給付信託（BBT 又は J-ESOP）の対象となることで、全員が企業価値の増大を強く意識して取り組んでいくことを目指します。

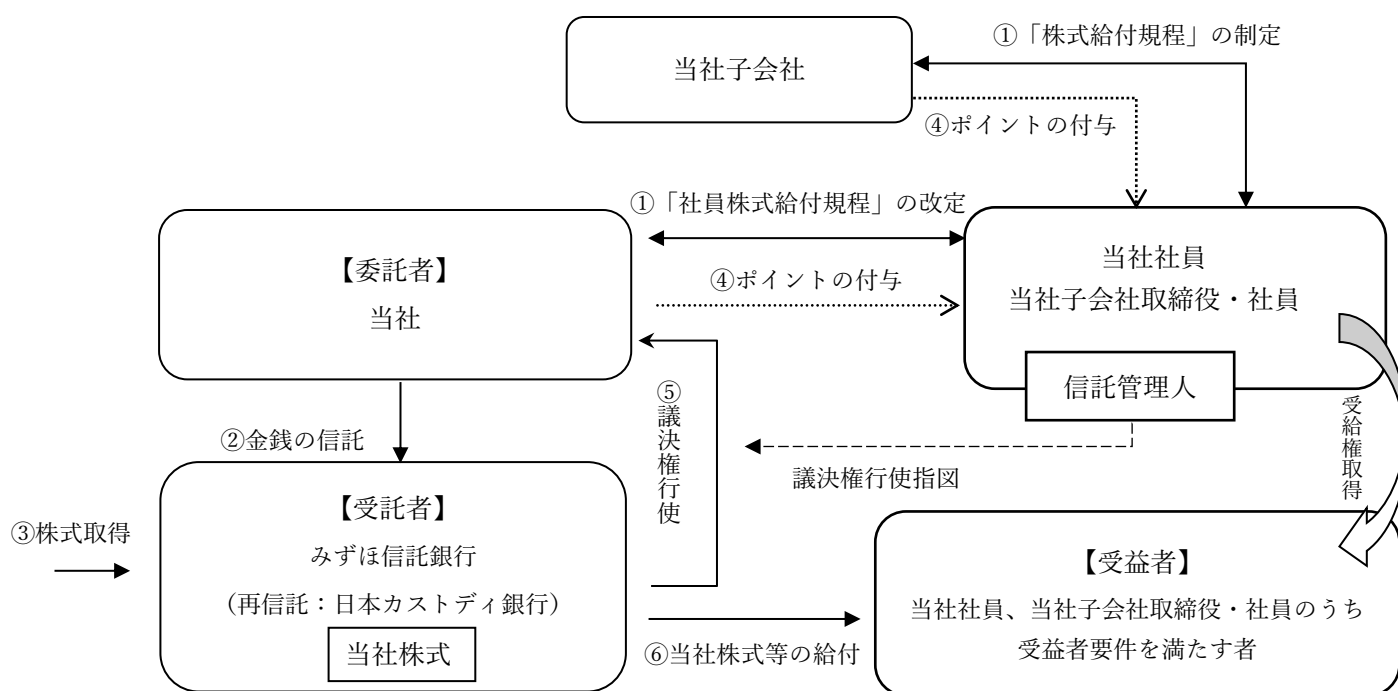
2. 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社グループが定めた「社員株式給付規程」（当社子会社は「株式

給付規程」、以下同じ。)に基づき、一定の要件を満たした社員等に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社グループは、社員等に対し業績と役職に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。社員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本拡充に際し「社員株式給付規程」を改定します。また、新たに対象となる当社子会社において、「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「社員株式給付規程」（当社子会社は「株式給付規程」、以下同じ。）に基づき社員等に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社グループは、「社員株式給付規程」に基づき社員等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、社員等のうち「社員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、社員等が「社員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 社員等のうち「社員株式給付規程」に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の社員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 「社員株式給付規程」に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2025 年 2 月 10 日
- (9) 金銭を信託した日 : 2025 年 2 月 10 日
- (10) 信託の期間 : 2025 年 2 月 10 日から信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上